

遠賀町における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
遠賀川駅	福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川1丁目1823-1先	遠賀町と運行業務委託契約を締結した事業者による自家用有償旅客運送(道路運送法施行規則第49条第1号に規定する「交通空白地有償運送」に限る。)の用に供する自動車(通称「遠賀町デマンドバス」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和7年8月21日合意
役場前(東向き)	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀508-5先			
役場前(西向き)	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀507-3先			
木守(南向き)	福岡県遠賀郡遠賀町大字木守1222-4先			
木守(北向き)	福岡県遠賀郡遠賀町大字木守2151-3先			
浅木(南向き)	福岡県遠賀郡遠賀町浅木1丁目620-63先			
浅木(北向き)	福岡県遠賀郡遠賀町浅木1丁目643-1先			
浅木小学校(南向き)	福岡県遠賀郡遠賀町浅木606-10先			
浅木小学校(北向き)	福岡県遠賀郡遠賀町浅木604-6先			
西鉄バス虫生津(北向き)	福岡県遠賀郡遠賀町虫生津308-3先			

遠賀町における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
遠賀川駅	福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川1丁目1823-1先	遠賀町が運行する自家用有償旅客運送(道路運送法施行規則第49条第1号に規定する「交通空白地有償運送」に限る。)の用に供する自動車に(通称「遠賀町コミュニティバス」)限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和7年8月21日合意
役場前(東向き)	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀508-5先			
役場前(西向き)	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀507-3先			
木守(南向き)	福岡県遠賀郡遠賀町大字木守1222-4先			
木守(北向き)	福岡県遠賀郡遠賀町大字木守2151-3先			
浅木(南向き)	福岡県遠賀郡遠賀町浅木1丁目620-63先			
浅木(北向き)	福岡県遠賀郡遠賀町浅木1丁目643-1先			
浅木小学校(南向き)	福岡県遠賀郡遠賀町浅木606-10先			
浅木小学校(北向き)	福岡県遠賀郡遠賀町浅木604-6先			